

平成26年第8回教育委員会定例会記録

平成26年5月14日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成26年 5月14日（水）午後 3時00分～午後 3時49分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

欠席委員（なし）

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学校教育部長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ担当部長 井山 利秋 中央図書館長 渡辺 均
特命事項参事 和久井 義久 庶務課長 岡本 勝実
教育企画課長 筒井 鉄也 特別支援課長 塩畑 まどか
学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美
生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ課長 人見 吉也
済美教育センター所長 白石 高士 済美教育センター統括指導主事 平崎 一美
済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘 中央図書館長 大林 俊博

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第29号 杉並区学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 平成26年度杉並区一般会計補正予算(第1号)
- 議案第31号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区立小中学校老朽改築計画(第1次改築計画)の策定について
- 議案第36号 第17期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 平成26年度 杉並区中学生海外留学(第2期)派遣生徒の選考結果について
- (2) アンネ・フランク展とアンネのバラの植樹について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第29号 杉並区学校設置条例の一部を改正する条例	15
議案第30号 平成26年度杉並区一般会計補正予算（第1号）	17
議案第31号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第32号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第33号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第34号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第35号 杉並区立小中学校老朽改築計画（第1次改築計画）の策定について	7
議案第36号 第17期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について	9
報告事項	
(1) 平成26年度 杉並区中学生海外留学（第2期）派遣生徒の選考結果について	10
(2) アンネ・フランク展とアンネのバラの植樹について	13

委員長 こんにちは。一気に夏が来たような、そんな感じの中ですけれども。世界各地でも何となく不安な情勢があって、非常に気になる部分がたくさんあるなというふうに思います。また、これから、天候も含めて、異常気象がまた起きるのではないかという話もたくさん出ていますので、本当に子どもたちの安全・安心を含めて、ぜひ、そういうことがないような、そんな日々が過ごせたらいいなと思っています。

ただいまから、平成26年第8回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は對馬委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

なお、杉並区役所では、例年どおり5月からクールビズを実施しておりますので、教育委員会においても同様とさせていただきたいと思います。上着の着脱等はどうぞご自由になさっていただければと思います。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議事日程はご案内のとおり議案が8件、報告事項が2件となっております。日程第1、議案第29号及び日程第2、議案第30号の議案は、平成26年第2回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、特に異議がありませんので、日程第1、議案第29号及び日程第2、議案第30号につきましては、会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することといたします。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議題に入らせていただきます。まず初めに、区立施設の使用料の見直しに伴う規定の整備ということで、日程第3、議案第31号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第32号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第33号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第34号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の4議案を一括上程し、審議をいたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第31号から議案第34号まで

の4議案につきまして、ご説明を申し上げます。

これらの議案は、本年第1回区議会定例会で可決されました、「杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例」によりまして、区の施設の使用料が改定されること、また、登録団体に対する使用料の2分の1減額制度を廃止すること等に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案第31号をご用意ください。「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

この主な改正の概要でございますが、登録団体における使用料の2分の1減額制度を廃止することに伴う新たな活動支援といたしまして、抽選申込み及び使用申請を早める優遇措置を設けるものでございます。併せて、利用機会の拡大等を図るため、集会室等の使用時間区分が変更されたことに伴いまして、使用申請書等の様式を改めるほか、必要な規定の整備を行ってございます。これらのほか、老朽化したレコードプレーヤー等を備付器具から廃止してございます。

附則におきましては、一部の規定を除きまして、使用料改定後のホールの抽選申込が始まる平成26年6月1日を施行期日とするほか、必要な経過措置を定めているものでございます。

次に、議案第32号でございます。「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

改正の概要でございますが、科学館につきましても社会教育センターと同様に登録団体に対する抽選申込等の優遇措置を設けるほか、使用申請書等の様式を改めるなどの必要な規定の整備を行ってございます。

附則におきましては、一部の規定を除きまして使用料改定後の講堂の使用申請が始まる平成26年9月1日を施行期日とするほか、必要な経過措置を定めているものでございます。

次に、議案第33号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

後ろから3ページ目の新旧対照表をご覧ください。主な改正内容ですが、使用料の2分の1減額制度を維持する団体として、区内の、中学生以下の幼児、児童又は生徒の団体及び心身障害者の団体を定めてございます。また、温水プールの一般使用につきましては、使用料が2分の1となる対象者の年齢を、これまでの

満60歳以上から満65歳以上に改めるほか、使用料が2分の1となる時間帯を平日の午前と定めてございます。このほか、照明設備の使用料を定めるとともに、必要な規定の整備を行ってございます。

附則におきましては、一部の規定を除きまして使用料を改定する平成27年1月1日を施行期日とするほか、必要な経過措置を定めてございます。

最後に、議案第34号でございます。「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。こちらにも、後ろから2枚目の新旧対照表をご覧ください。

改正の概要でございますが、杉並第十小学校温水プールにつきましても、体育施設と同様に使用料の2分の1減額制度を維持する団体として、区内の、中学生以下の幼児、児童又は生徒の団体及び心身障害者の団体と定めるほか、温水プールの使用料が2分の1となる対象者、年齢等を定めてございます。

附則におきましては、一部の規定を除きまして使用料を改定する平成27年1月1日を規則の施行期日とするほか、必要な経過措置を定めているものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま一括上程されました4つの議案のご説明について、ご質問・ご意見がありましたら、議案番号を最初に言っていただいてから、お願いできればと思います。いかがでしょうか。

對馬委員 議案第31号の社会教育センターのホール、別表第1と右側の別表第1の2のところですが、別表第1は、使用する日の属する月の7カ月前というのが、登録団体と一般の抽選申込期間に両方書いてある。別表第1の2も、行政使用のところは8カ月前ですが、登録団体はその右側の種別と同様、全部7カ月前になっていますが、登録団体は特別あまり優遇されているような気がしないのですけれども、いかがなのでしょう。

生涯学習推進課長 ホールにつきましては、登録団体は、今現在も優遇措置としての使用料半額というような措置は特別ございませんので、今回、制度が改正された場合、他の集会室などは半額措置が無くなる代わりに優遇措置として、1カ月前優先申込みができますけれども、ホールにつきましては今までどおり、今後も同じということで、申込期日は一般団体、特別優遇の利用も同じになっております。

對馬委員 わかりました、ありがとうございます。

委員長 他にいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、特にご意見等は、他にはありませんので、一括上程して審議いたしました議案第31号から議案第34号までの4議案につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がありませんので、議案第31号から議案第34号までの4議案を原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第7、議案第35号「杉並区立小中学校老朽改築計画（第1次改築計画）の策定について」の議案を上程し、審議いたします。学校整備課長からご説明をお願いいたします。

学校整備課長 では、私から、議案第35号「杉並区立小中学校老朽改築計画（第1次改築計画）の策定について」、ご説明いたします。

杉並区の区立小中学校では、今後10年間で築後50年を経過する学校が、小中合わせて44校ございます。これらが順次、改築時期を迎えることから、区立施設の再編や財政状況等を踏まえつつ、計画的に学校改築を進めるため、区立学校に関する老朽改築計画を策定するものでございます。計画案の本文と併せてご覧いただきたいと存じます。

本文の2ページをご覧ください。計画の位置付けを図示してございます。新しい学校づくり推進基本方針及び小中一貫教育基本方針に沿って定めるとともに、施設再編整備計画との整合を図りつつ進めるものでございます。

計画の期間につきましては、改築は築後65年までに行うことが必要、との考えから、最終年度は平成53年度といたしまして、平成33年度までを「第1次改築計画」、その後は10年ごとに平成34年度から平成43年度までを「第2次改築計画」、平成44年度から平成53年度までを「第3次改築計画」とし、計画的に進めてまいります。

次に、計画の基本的な考え方でございます。3ページから5ページに記載してございます。まず、改築の時期につきまして、遅くとも築後65年までに行います。これは、適切な施設保全と改修を計画的に行っていけば、校舎は65年はずっとということ、そして、仮に築後55年で改築すると、図のように平成31年度から平成34年度までがピーク期となり集中することから、おおむね築後50年から60年を改築

時期とし、築後65年をリミットとすることが財政負担を平準化する上でも必要と考えたものでございます。

そこで、4ページにございますとおり、毎年度、2校程度の改築事業着手といたしまして、第1次計画では14校、第2次計画は20校、第3次計画は17校といたします。

また、良好な学習環境を維持しつつ、施設規模のスリム化を図り、小中学校の延床面積を7,700㎡から7,800㎡程度にすることを目指します。併せて、天井の高さや設備の見直し等により、経費の縮減を図ってまいります。

このほか、個別の「新しい学校づくり計画」へ反映させるとともに、改築校の選定に当たっては、築年数、大規模改修の状況、施設及び設備の老朽化状況等を総合的に判断し、杉並区総合計画・実行計画で決定してまいります。

次に、5ページの改築にあたっての留意点でございます。学習環境の充実とエコスクール等環境への配慮、また、施設のバリアフリー化の推進、防災拠点としての機能強化、特別支援学級等の設置の検討、施設の複合化・多機能化、施設の中長期修繕の計画的な実施による長寿命化への取組、改築期間中の仮設校舎の設置方法についての多様な検討などを行ってまいります。

6ページをご覧ください。第1次改築計画の対象校でございます。「高円寺地域における新しい学校づくり計画」に基づく杉並第四小学校、杉並第八小学校、高円寺中学校からなる小中一貫教育校と「施設再編整備計画（第一期）」に基づく杉並第一小学校の改築を含め、杉並区総合計画・実行計画で定めてまいります。

最後に、今後のスケジュールでございます。区議会第2回定例会中の文教委員会で、本案件につきまして報告する予定でございます。

以上で説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

今後、施設の複合化・多機能化という形で、今、杉並第一小学校が予定されていると思いますが、そういうところは、今後も出てくる可能性はあると思うのですけれども、今も、杉並第一小学校については、学校という教育現場とあわせて、町中のいろいろなものに取り組んでいく中で、教育的な部分も配慮しなければいけないという意見も、多分、たくさん出ているのではないかなと思うのですけれども、その辺は今後はどうなのでしょう。

学校整備課長 まず1つは、従前、教育委員会でお諮りをいたしました学童クラブが、これから学校で複合化をして展開していこうということが、決定していることでございます。今、委員長がおっしゃいました、例えば、杉並第一小学校。様々な議論が、今も、これからも続いていくと思いますけれども、文部科学省が文部省の時代に、学校を複合化する場合にはどういった学校を建てるのかという指針が、既にごさいました。この中では、公共的な施設を入れること、つまり、教育環境に配慮した施設を複合化する場合には教育環境に配慮したものを入れなさいというような指針が出てございまして、もう既に、その時代から、東京の都市部を想定したことだと思っておりますけれども、学校の施設と他の施設をどう建てていくかというのが大きな課題として、従前からあったものだと思います。この指針について、当然、文部科学省にも引き継いでおりますので、そういった観点から、新しい学校施設のあり方、具体的にはどういったものを複合化していくかというのが、ベースになって議論されるものと考えております。

委員長 多分、これから教育もいろいろな地域の人材を活用していく、そういう教育活動というものが強く出てくると思うので、その辺、教育にプラスになるような、そんな形の施設を考えていただくといいのかな、というふうに思うのでございます。

学校整備課長 当然、開かれた学校づくりというのが杉並区教育委員会のベースにもございまして、これとあわせた施設というのをまず念頭に置いて考えていきたいと思っております。

委員長 他にいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、他にはご意見等ございませんので、議案第35号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第35号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第8、議案第36号「第17期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」の議案を上程し、審議いたします。生涯学習推進課長からご説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、議案第36号「第17期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

こちらは、2年間の任期の満了に伴い、委員を委嘱するものです。お手元に配付させていただいております3枚目の名簿をご覧ください。記載にあります阿部委員、稲葉委員、岡田委員、関口委員は、第16期に継続しての委嘱となります。稲木委員、大石委員、後藤委員、中込委員の4名の方々は、16期まで長く継続して委員をお引き受けいただいていた3名の方に代わり、17期に新たに委員として委嘱するものです。杉並区の文化財保護に必要な各専門分野から委員を選定し、委嘱をさせていただきますが、近年、建築士関連の相談・調査などが増加しているため、建築士の専門家につきましては1名増員し、2名委嘱する構成とさせていただきます。なお、議案の本文の朗読は省略させていただきます。

私からは以上となります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。特にはよろしいでしょうか。

それでは、特にご意見等はありませんので、議案第36号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第36号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第9、報告事項の聴取を行います。初めに、「平成26年度 杉並区中学生海外留学(第2期)派遣生徒の選考結果について」の説明を済美教育センター所長からお願いいたします。

済美教育センター所長 私から、「平成26年度 杉並区中学生海外留学(第2期)派遣生徒の選考結果について」、ご報告いたします。

中学生海外留学事業は杉並区教育ビジョン2012の目指す人間像、「夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く」人を育成するために必要な資質を形成することを目的に、海外での国際交流などの直接体験を通して、豊かな人間性を培い、国際感覚や英語によるコミュニケーション能力を育成することを狙いとして、昨年度より実施しております。

第2期の派遣生徒の応募につきましては、区立中学校は学校を通して、その他の私立等の中学校は4月の杉並区報及び区のホームページを通して周知し、4月24日に済美教育センターへの提出をもって締め切りといたしました。

応募は区立中学校106名、私立等中学校は64名の合計170名でありました。

まず、一次審査でございますが、4月25日から4月30日にかけて、実行委員会が指名した審査員が複数で、応募の際に記載した作文を読み、志望動機が目的に沿っているか、研究テーマが妥当であるか等の観点で厳正な審査を行い、50名が一次審査を通過しました。書類審査の結果につきましては、5月1日に各家庭及び学校へ通知いたしました。

次に、二次審査ですが、5月2日から5月8日にかけて、辞退した1名を除き一次審査を通過した49名に対し、済美教育センター並びに杉並区役所分庁舎において、日本語と英語による個人面接を行いました。面接においては、志望動機、協調性、英語によるコミュニケーションの積極性等の観点において厳正な審査を行いました。

そして、これらの審査結果を5月9日の実行委員会においてご報告し、区立中学校21名、私立等中学校4名、合計25名の派遣生徒が決定し、その結果を学校及び本人へ通知をしたところでございます。

今後の予定でございますが、本日、午後5時30分より結団式を行い、当日までに6回の事前学習会を実施いたします。また、7月19日に保護者説明会、8月12日に壮行会を行ってまいります。派遣期間は、8月20日から9月1日までの12泊13日であります。帰国後は3回の事後学習会を経て、11月29日に成果報告会を実施してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。中学生海外留学事業の派遣生徒が決まったということですがけれども、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

折井委員 選考の過程についてお伺いしたいのですがけれども、応募用紙の提出というところで、区立中学校の生徒に関しては、校長が書類審査、面接のうえ、所見を記載して済美教育センターへというふうにあるのですがけれども、こちらでは人数を減らすといったようなことはあったのでしょうか。それとも、全員の所見を校長が記載して、済美教育センターに送られたのでしょうか。

済美教育センター所長 学校では、この選考によって、いわゆる落とすということとはございません。校長が裏面に所見を書く関係で、子どもたちと1対1で面接をして、それを参考にしながら所見を書いたというところでございます。

折井委員 続いての質問で恐縮ですがけれども、私立の中学生の生徒に関しては、校

長の所見といったものではなく審査をするのでしょうか。

済美教育センター所長 私立につきましては、いわゆる学校の中で審査というのではなく、子どもが個人で申し込みをするという形になっております。

折井委員 ということは、一次審査で審査する内容は若干、私立と区立で異なっているということなののでしょうか。

済美教育センター所長 申込書自体は、ほぼ形式が一緒ですので、子どもたちが書いてくるものについても同じでございます。

折井委員 区立の生徒に関しては校長所見がつき、私立に関してはつかないという違いがあることによって、何か問題もしくは審査が難しいといったようなことはありましたでしょうか。

済美教育センター所長 特に審査員からそういった課題というのは挙がっておりません。

委員長 よろしいですか。

田中委員 応募の状況で、公立は23校全校から応募があったのでしょうか。それと、男子と女子の比率というのはどんな割合だったのか教えてください。

済美教育センター所長 23校中、応募があったのは21校、2校については応募がございませんでした。それから、男女の比率でございますが、人数的には女子の方が多く、全体の7割ぐらいは女子でございました。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

折井委員 二次審査についてお伺いしたいのですが、こちらはグループ面接でそういったところを見たのでしょうか。それとも、個人面接の中で協調性に関して探っていくというようなことがあったのでしょうか。

済美教育センター所長 面接自体は全て個人面接ですが、質問の中で、例えば、他の中学生と一緒に長い時間を過ごすわけですので、そういった時に友達をつくっていくのにどのような工夫をしていくか、努力をしていくかとか、あるいは、ホストファミリーの家に行ってコミュニケーションをとるときに、どのようにあなたは努力していくかとか、英語が通じなかったらどうするのかとか、そういうことを質問の中で繰り返しながら判断をしたところでございます。

折井委員 よくわかりました。ありがとうございます。

委員長 他にいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、特にご意見が他にありませんので、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、「アンネ・フランク展とアンネのバラの植樹について」の説明を中央図書館次長からお願いいたします。

中央図書館次長 私からは、「アンネ・フランク展とアンネのバラの植樹について」、報告いたします。まず、このアンネ・フランク展の開催とアンネのバラを植樹する目的でございますが、この度のアンネ・フランク関連図書の毀損事件発生後、多くの方々から頂戴した図書の寄贈等の支援に対して感謝の意を表すとともに、平和を願う思いを広げていきたいと考えたものでございます。

次に、アンネ・フランク展の開催でございますが、これは、3月から実施しておりました寄贈図書の展示を拡充したものでございます。期間につきましては、平成26年5月2日から9月3日までのおよそ4カ月間を予定期間としております。場所につきましては、中央図書館1階にございます展示コーナーで開催しております。

展示の主な内容でございますが、全国から寄贈された図書、区所蔵のアンネ・フランク関連資料、イスラエル大使館から寄贈された図書、アンネ・フランク・ハウス財団から寄贈された図録及び隠れ家の模型、イスラエル大使館及びアンネ・フランク・ハウス財団訪問時の写真等、その他、報道資料でございます。

展示開始後の状況でございますが、新聞5社、テレビ2局で展示状況が既に報道されました。また、5月7日にはオランダ大使をはじめ5名の大使館関係者が視察に見えました。また、昨日現在の寄贈図書数でございますが、一般の方から182冊、出版社から13冊、都立中央図書館から19冊、外国政府等から4冊、計218冊が寄贈された状況でございます。

次に、アンネのバラの植樹についてご説明いたします。期日につきましては、平成26年6月15日の日曜日でございます。場所については、中央図書館の敷地内で植樹をいたします。

植樹の主な内容でございますが、植樹式を午前10時から11時の間で実施する予定でございます。午後につきましては、映画「アンネの追憶」の上映、その他に高井戸中学校及びアンネのバラサポーターズの活動報告などをする予定でございます。この他の企画については、まだ検討中でございます。

次に、地域図書館への植樹についてでございますが、中央図書館でアンネのバ

ラの植樹を行った後、順次、地域図書館にアンネのバラを移植し、全ての区立図書館でアンネのバラを育ててまいります。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

對馬委員 3ついいですか。まず1つは、私は、もう中央図書館でこのコーナーを見せていただきましたが、これを見てびっくりしたのですけれども、4カ月やるのはちょっと長いかなと私は感じるのです、それはどうしてなのかな、ということが1つ。

それから、前に報告があった際に、絶版の本も被害にあったと伺ったのですが、今回の寄贈図書で収集できたのかどうか、ということが1つ。

もう1つは、6月15日10時からのアンネのバラの植樹式。これは、人を結構集めて、いろいろな人来ていただきたいと思ってなさるのであると、6月15日の10時はワールドカップの1回戦と同じ時間ですが大丈夫ですか、とちょっと思いました。

中央図書館次長 どうして長期間ということですが、今回、事件をきっかけに社会、世界から温かい支援をいただきました。また、外国からも事件後すぐに、こういった支援をいただきまして、アンネの思いというのが日本の中にしっかりと根づいていると、そういったところを改めて見つめ直して、それを今回の事件が終わったから終了するのではなくて、長くその思いを広く皆さんに伝えたいということで、長期間実施し、また、夏休み期間中ということでございますので、家族の方にも来ていただいて、より多くの方にアンネの思いをつないでいてもらいたいという考えから長期間実施するものでございます。

次に、絶版の図書でございますが、正確には確認しておりませんが、1万円する研究図書も寄贈されました。その他、書棚に置いていたタイトルがなくなったものについても寄贈があったりということで、絶版本についての寄贈も中に含まれてございます。

6月15日の開催についてでございますが、6月12日がアンネの誕生日でございました。ただ、その日は平日ということもございましたので、日曜日にアンネのバラの植樹をにぎやかに、盛大に、という言葉がいいのかわかりませんが、しっかりと皆さんに、アンネのバラを植えるところもお見せして、図書館全体でアン

ネの思いを受け継いでいきたいと、そういう決意のあらわれと考えていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。日時が重なってしまうのは仕方がないと思いますけれども、そこのところは何とか皆さんで盛り上げていければなと思います。どこかの中学校を訪問した時も、図書室で司書の方々がかなり積極的にアンネ・フランク関連図書を生徒たちに見えるような形できちんとやっていたので、大変すばらしいなと思ったのですけれども、ぜひ、いい形で寄贈されたことを活かしていければなと、いうふうに思っています。

他にいかがでしょうか。

中央図書館次長 中学校の図書館でございますけれども、アンネの日記の文庫版につきましては、全中学校に区立図書館から配布させていただきまして、読書活動を推進していただきたいと考えております。

委員長 本当にそれぞれの訪問先の中学校の図書室が、そういう形で整備されていたので、すばらしかったなというふうに思っています。ありがとうございます。

特にはよろしいですか。それでは、特にご意見はありませんので、この件につきましては終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議を行います。その前に庶務課長から連絡事項等ありましたらお願いします。

庶務課長 次回の教育委員会の日程でございますが、5月28日の定例会につきましては、区議会の日程の都合によりまして、委員長にご相談をした結果、中止とさせていただくこととなりました。そのため、次回の定例会は、6月11日（水）の午後2時を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、次回の定例会につきましては、6月11日（水）午後2時ということですので、ご予約をよろしくお願ひいたします。

それでは、傍聴者の皆様、ご協力をお願いいたします。

それでは、引き続き、議案の審議を行います。日程第1、議案第29号「杉並区学校設置条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第29号につきまして、ご説明を申し上げます。資料をご覧ください。4月23日の第7回教育委員会定例会におきまして議決いただいた内

容のとおり、新泉・和泉地区小中一貫教育校を設置することに伴いまして、区は新泉小学校及び和泉小学校並びに和泉中学校を廃止し、新たに設置する統合後の小学校の名称を杉並区立新泉和泉小学校と、中学校の名称を杉並区立和泉中学校と定め、その所在地を現在の和泉中学校の位置とする必要があることから、この条例案の作成に当たりまして教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

この新泉小学校と和泉小学校の住所が、それぞれ一番下の新泉和泉小学校のところになりますと、和泉二丁目17番14号と和泉中学校と同じ住所になるものでございます。

それでは、資料1をご覧ください。こちらが新しい学校の案内図でございます。小中一貫教育校としての学園名は杉並和泉学園でございます。所在地は杉並区和泉二丁目17番14号でございます。

次に、資料2をご覧ください。配置図となります。同一敷地内に新泉和泉小学校と和泉中学校を設置するものでございます。構造、敷地面積、建築面積などは記載のとおりでございます。ご覧のとおり、中学校棟につきましては、今までの和泉中学校で使用していたものを改修してございまして、小学校棟につきましては新しく建てているものでございます。今、和泉小学校がこの図でいいますと敷地の右側に今まだ建っているという状態で、芝生は工事の関係で少し小さくなっていますが、まだ残してあって、そこで子どもたちが遊べるという状態です。

それから、資料3から資料6までになりますが、こちらが各階の平面図となっております。普通教室、理科室、音楽室等の学校に必要な施設のほか、大アリーナ、オープンスペース等を配置して、小中学校が同一校舎となる利点を生かして、小中の合同行事、それから、日常的な児童・生徒の交流を計画的に行うものとしております。

最後に施行期日でございますが、平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

折井委員 4階の平面図を拝見いたしますと、プールが小と中とあるのですけれども、これは職員室等は1つになっていて、でも、プールは2つというのは何か特別な理由があるのでしょうか。

学校整備課長 プールの設置をどうするかというのは、初めての小中一貫教育校ということもございまして、どうするかというのが課題になりました。小学生と中学生、異なった学齢の子どもたちが使う場合のプールの設置の仕方ですけれども、底面部が上下をする、変動するものもあります。それに合わせて水深を変えろという方式があるのですが、その設置やメンテナンスに結構な費用がかかります。新しい杉並和泉学園は小学校の部分と中学校の部分と校舎が2つございますので、それぞれの屋上にそれぞれプールを設けられるような設計が可能でございましたので、いろいろと検討いたしました結果、2つ設けたということでございます。

折井委員 ありがとうございます。

委員長 他にいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、特には他にご意見等ありませんので、議案第29号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、特に異議ありませんので、議案第29号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第30号「平成26年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」の議案を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第30号「平成26年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明をさせていただきます。今回の補正予算は、教育費の算出に関するものとして、ネット被害の防止と文化財調査・保護、そして、債務負担行為補正として妙正寺体育館の改築、の3件がございます。

まず、ネット被害の防止についてでございますが、(仮称)すぎなみネットでトラブル解決支援システム開設の経費として742万3千円を計上してございます。教育委員会では、これまでも相談窓口の開設やネットパトロール、中学生生徒会サミット、教育シンポジウムでの取組、教員研修、また、警察等関係機関との連携などにより、いじめ防止等に正面から取り組んでまいりました。この度、社会総がかりの取組として、インターネット上のいじめや出会い系サイト、サイバー犯罪等から児童・生徒を守るために学校、保護者、地域、関係機関等がともに学び、ともに支える協力体制を構築し、社会総がかりで指導、生徒を守る取組をと

もにつくり上げることを狙いとして、各学校における規範意識の醸成、コミュニケーション能力の育成、情報モラルの滋養に関わる指導を充実させるとともに、教員や児童・生徒、保護者、地域に向けてインターネット等の正しい利用や危険性の理解、危機意識を高める創意工夫の取組を実施することといたしました。

近年、著しく普及し、低年齢化が進んでいますスマートフォンを活用し、(仮称)すぎなみネットでトラブル解決支援システムのアプリを作成する予定でございます。警察、学校、学校支援本部、各種団体等と連携しながら、潜在化するトラブル等にも適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、文化財調査・保護についてですが、(仮称)荻外荘(てきがいそう)公園の史跡指定ための調査として519万3千円を計上しております。(仮称)荻外荘公園につきましては、荻外荘周辺まちづくり懇談会において、今年3月に報告書が取りまとめられました。区では、荻外荘周辺をまちづくりの視点から全庁を挙げて取り組んでいるところでございますが、荻外荘につきましては、その歴史的、文化的価値が極めて高いと思われることから、教育委員会では国の文化財の指定を目指してまいります。

専門家をアドバイザーとして、文化財の指定に向け、調査報告書を作成してまいりますので、そのための経費となっております。(仮称)荻外荘公園につきましては、この文化財の指定を目指すだけでなく、区民に身近なまちの文化財としての保存・活用も図っていきたいと考えております。

次のページをご覧ください。今回の補正に伴い、教育費の総額が補正前の172億3,490万6千円に、この補正額の1,261万6千円を加えた172億4,752万2千円となります。

最後に、債務負担行為の補正でございます。妙正寺体育館につきましては、本年3月31日に閉館をいたしまして、平成28年度の開館を目指しているところですが、改築に関しまして、東京都財務局から、工事における標準単価の改正がございました。これに伴って、現在、区でもこれらの標準単価の見直しを行っているところでございます。

こうしたことから、平成28年度まで11億4,700万円としておりました債務負担行為の限度額をこの度、12億4,500万円とさせていただきたく、議案として上程させていただきます。

以上が、議案第30号についての説明となります。議案の朗読は省略させていただきます。

だきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

荻外荘が国の文化財を目指しているというのは、そういう方向になっていきそうな感じですか。

生涯学習推進課長 荻外荘は、もちろん建築としても有名ではありますが、あの場所で歴史的ないろいろな事実があったということで、建物とあの場所一帯を史跡として国の指定を目指すというような考え方でございます。

委員長 そうなっていくと、また、よりいい形で残せるかなと思うので、ぜひ頑張っていたいただければなと思います。

それでは、特にご意見がございませんので、議案第30号につきまして原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第30号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は閉会させていただきます。ご苦労様でした。